



令和7年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料4

個別支援計画について



1 事業者の一般原則

指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設等，指定障害児通所支援事業者）は、**利用者（障害児）の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（※）を作成し**，これに基づき利用者（障害児）に対して指定障害福祉サービス（施設障害福祉サービス，指定通所支援）を提供しなければならない。

※ 個別支援計画・・・サービス管理責任者が作成

※ 通所支援計画・・・児童発達支援管理責任者が作成

【指定基準省令】

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第3条
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）第3条
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）第3条

2 指定居宅介護等における取扱方針

(居宅介護計画等)

指定居宅介護の提供にあたっては、次条第1項に規定する**居宅介護計画等に基づき**、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

※「居宅介護計画等」・・・

「居宅介護計画」「重度訪問介護計画」「同行援護計画」「行動援護計画」
「重度障害者等包括支援計画」

※「次条第1項」・・・

「サービス提供責任者は、利用者または障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画等を作成しなければならない。」

【指定基準省令】 障害福祉サービス：第25条，第26条第1項

3 指定生活介護等における取扱方針

(個別支援計画)

個別支援計画に基づき，利用者の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，指定生活介護等の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。

※ 「個別支援計画」・・・
「生活介護計画」「療養介護計画」「自立訓練（機能訓練）計画」「自立訓練（生活訓練）計画」「就労移行支援計画」「就労継続支援 A 型計画」「就労継続支援 B 型計画」「就労定着支援計画」「自立生活援助計画」「共同生活援助計画」「施設障害福祉サービス計画」

【指定基準省令】 障害福祉サービス：第57条第1項・第58条第1項， 障害者支援施設：第22条第1項・第23条第1項

4 指定障害児通所支援における取扱方針

(通所支援計画)

通所支援計画に基づき，障害児の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，指定児童発達支援等の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。

※「通所支援計画」・・・

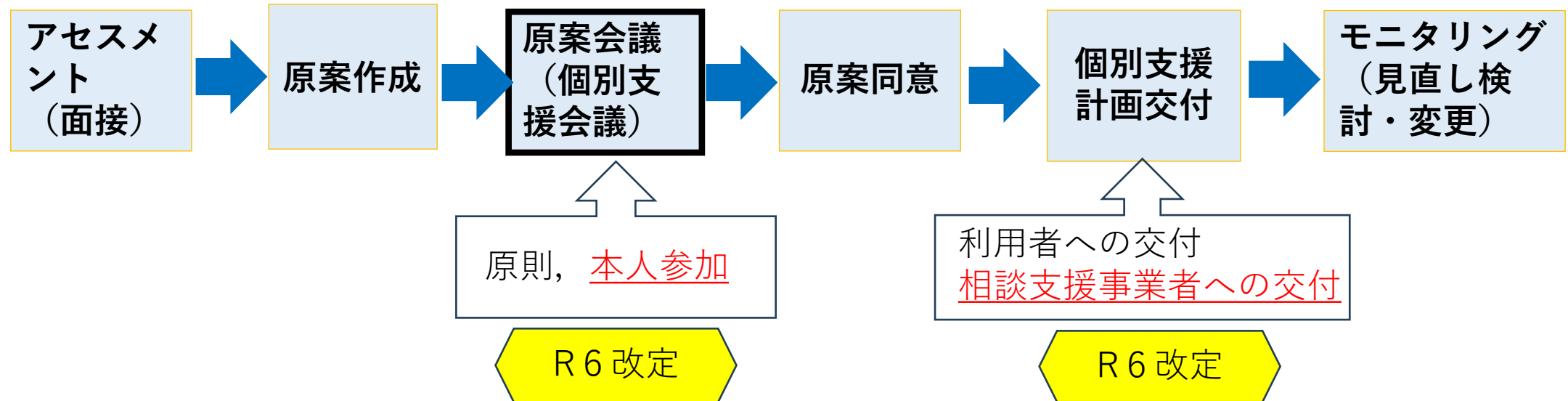
「児童発達支援計画」「放課後等デイサービス計画」「居宅訪問型児童発達支援計画」「保育所等訪問支援計画」

■ 以降，本資料では，個別支援計画および通所支援計画をまとめて「個別支援計画」と表記します。

【指定基準省令】・障害児通所支援：第26条第1項・第27条第1項

5 個別支援計画の作成手順（障害福祉サービス）

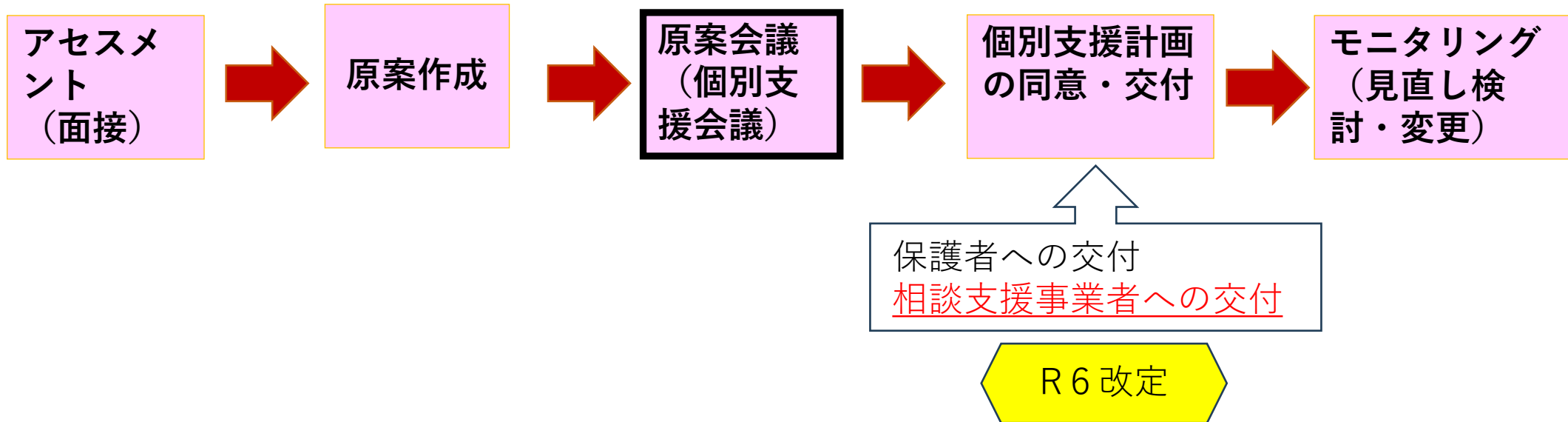
管理者は、**サービス管理責任者**に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。



【指定基準省令】・指定障害福祉サービス：第58条，指定障害者支援施設等：第23条

6 個別支援計画の作成手順（障害児通所支援）

管理者は、**児童発達支援管理責任者**に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。



【指定基準省令】・指定障害児通所支援：第27条

7 アセスメントについて

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者（障害児）について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者（保護者・障害児）の希望する生活や課題等の把握（**アセスメント**）を行う。



【指定基準省令】 ・ 指定障害福祉サービス：第58条， 指定障害者支援施設等：第23条， 指定障害児通所支援：第27条

8 個別支援計画原案の作成について

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族（保護者および障害児）の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標およびその達成時期、サービス提供する上での留意事項等を記載した**個別支援計画の原案**を作成しなければならない。

この場合において、当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービスまたは福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

障害児に対する総合的な支援目標およびその達成時期、・・・**「心身の健康等に関する領域を含む領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた支援の具体的内容」**その他必要な事項を記載した**個別支援計画の原案**を作成しなければならない。

【指定基準省令】 ・ 指定障害福祉サービス：第58条， 指定障害者支援施設等：第23条， 指定障害児通所支援：第27条

9 原案会議（個別支援会議）について

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（**利用者および**利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、**個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。**

R6改定

児童発達支援管理責任者は、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、**個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。**

【指定基準省令】 ・ 指定障害福祉サービス：第58条， 指定障害者支援施設等：第23条
・ 指定障害児通所支援：第27条



10 個別支援計画の同意について

サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、**文書により利用者の同意を得なければならない。**

児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該サービスについて説明し、**文書によりその同意を得なければならない。**



【指定基準省令】 ・ 指定障害福祉サービス：第58条， 指定障害者支援施設等：第23条， 指定障害児通所支援：第27条

1 1 個別支援計画の交付について

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者（保護者）および指定特定相談支援事業者等（指定障害児相談支援事業者）に交付しなければならない。

R6改定



【指定基準省令】 ・ 指定障害福祉サービス：第58条， 指定障害者支援施設等：第23条， 指定障害児通所支援：第27条

12 モニタリングについて

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（**モニタリング**）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（※）個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行わなければならない。

※ 自立訓練（生活訓練），自立訓練（機能訓練），就労移行支援を提供する場合は、3月に1回以上

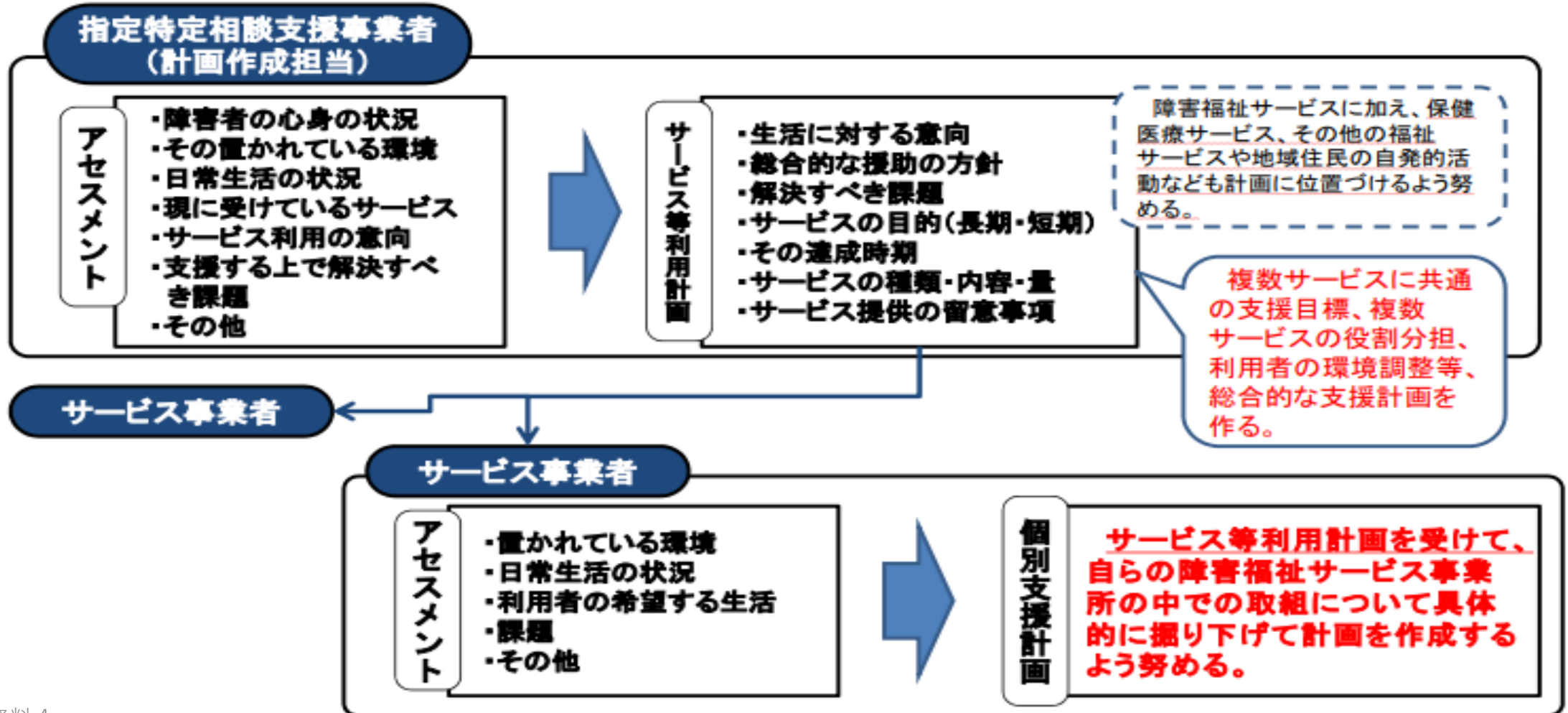
サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族等（保護者）と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行なわなければならない。

- ① **定期的に**利用者（保護者及び障害児）に面接すること。
- ② **定期的に**モニタリングの結果を記録すること。

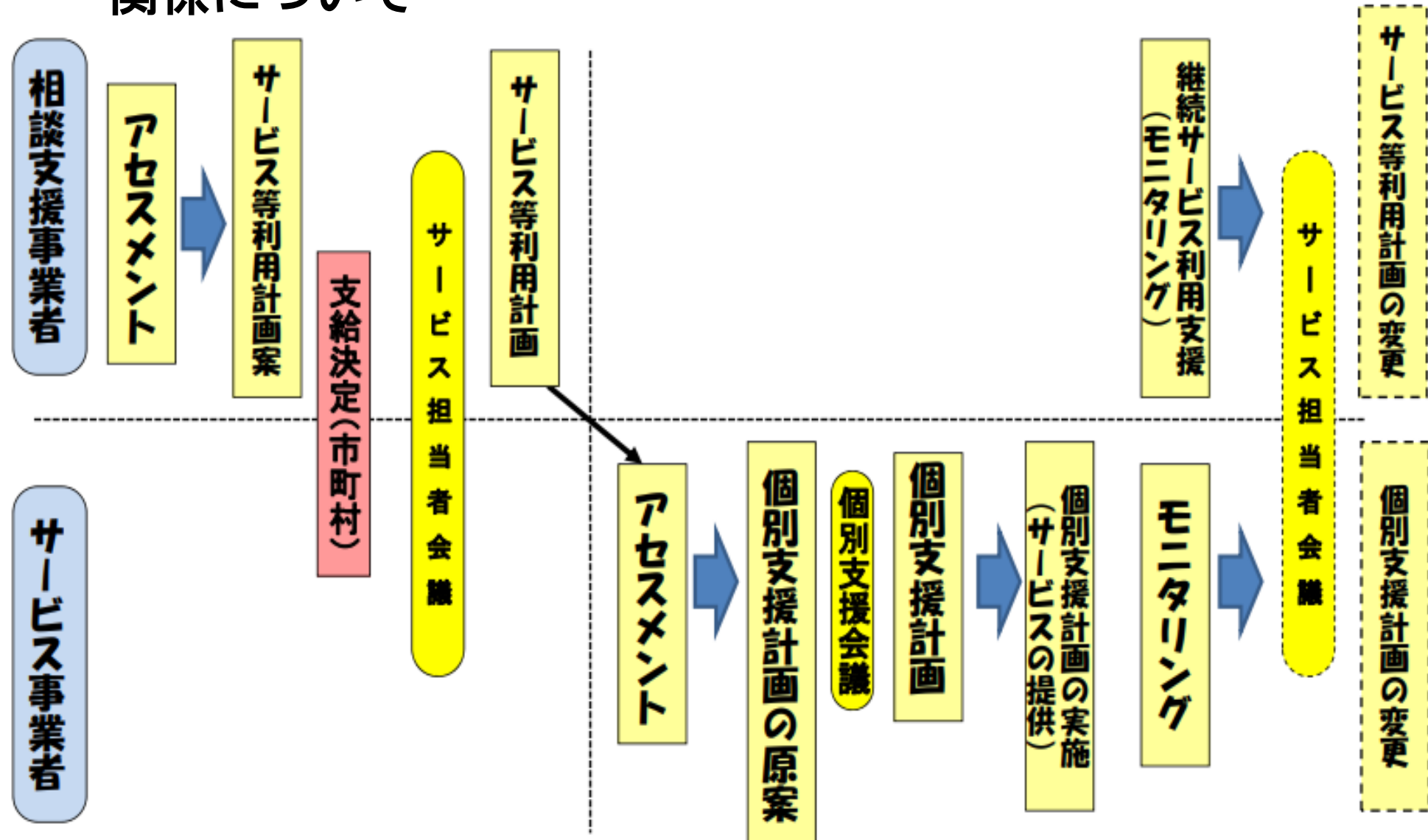
【指定基準省令】 ・ 指定障害福祉サービス：第58条， 指定障害者支援施設等：第23条， 指定障害児通所支援：第27条

1 3 サービス等利用計画と個別支援計画の関係について

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



1 4 指定特定相談支援事業者と障害福祉サービス事業者との関係について



15 個別支援計画未作成減算について

個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に減算適用

- (1) サビ管・児発管による指揮の下，個別支援計画が作成されていないこと。
- (2) 指定基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

※ 減算対象は4ページ，5ページのサービス種類

個別支援計画が適切に作成されていない月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算	3月未満の場合 → 基本単位数の70%
	連続して3月以上の場合 → 3月目から基本単位数の50%

【留意事項通知】

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）第二の1(10)
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）第二の1(7)

16 Q & Aについて（その1）

Q 1

個別支援会議については、原則として利用者等が同席した上で行わなければならないものであるが、**本人参加ができないやむを得ない場合**については、具体的にどのようなものが考えられるか。

A 1

当該会議への本人参加を求める趣旨としては、本人の支援を検討するにあたっては、本人が希望する生活およびサービスに対する意向等を改めて確認することが重要であるためであり、仮に本人による発言が困難な状態である場合であっても、本人の状態を直接確認することで意思と選好の推定を行うべきものである。

そのため、本人の参加ができないやむを得ない場合については、本人の病状が悪化しており、面会謝絶の状態にある、本人の参加を求めることで、本人の状態が悪化することが見込まれる等、**限定的な場合を想定している**。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1（令和6年3月29日）問80

16 Q & Aについて（その2）

Q 2

個別支援会議の開催について、サービス管理責任者および本人が参加する会議と、サービス管理責任者および事業所職員が参加する会議を別々に行うという運用は認められるか。

A 2

本人を含めた各関係者が参加する個別支援会議を行った上で、追加的にサービス管理責任者及び事業所職員が参加する会議を行うことは可能である。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1（令和6年3月29日）問81

16 Q & Aについて（その3）

Q 3

サービス利用開始当初の個別支援計画の作成については、どのようなタイミングで行われるべきか。

A 3

障害福祉サービス等は個別支援計画に基づいてサービスを提供する必要があり、**契約締結後、遅滞なく個別支援計画を作成する**必要がある。
また、サービス提供場面等でのアセスメントを基にする必要があることから、当初の個別支援計画は契約締結後1ヵ月以内に作成することを基本とする。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1（令和6年3月29日）問82

16 Q & Aについて（その4）

Q 4

個別支援計画については、利用者等および指定計画（障害児）相談支援事業所に交付することとされているが、どのようなタイミングで行われるべきか。

A 4

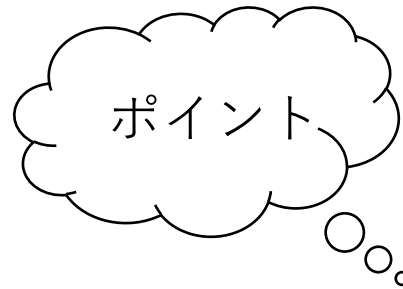
個別支援計画を作成，見直し（見直しの結果，変更がない場合も含む。）した後，速やかに利用者等および相談支援事業所に交付すべきである。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1（令和6年3月29日）問82

17 まとめ

個別支援計画は、利用者（障害児）に対して適切かつ効果的なサービスを提供するうえで、基本となる重要なものです。

サビ管・児発管による指揮のもと、適切な手順を踏み、必要な書類を整えながら作成してください。



ポイント

管理者（施設長）は、サビ管・児発管を適切に指導

サビ管・児発管は、責任をもって個別支援計画を作成

個別支援計画は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を踏まえたもの